

砂川市訓令第17号

令和8年4月1日

砂川市建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の全部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領の全部を改正する訓令

砂川市建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領（平成21年訓令第19号）の全部を次のように改正する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

砂川市建設工事等の設計変更に伴う事務処理要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、砂川市契約規則（平成4年規則第24号）第39条の規定に基づき建設工事及び建設工事に関連する委託業務等（以下「建設工事等」という。）に係る設計変更及びこれに伴う契約変更に係る事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計変更 建設工事等の履行に当たり締結した契約書の規定に基づき当該契約の目的を変更しない範囲で、設計図書の一部を変更及び訂正することをいい、当該変更の内容をあらかじめ受注者と協議するとともに指示することを含む。
- (2) 軽微な設計変更 現に施工中の建設工事等に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更により伴う請負代金額の増減見込額（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現請負代金額の20パーセント以内（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が300万円未満）のものをいい、市長が特に重要な変更と認めるものを除いたものとする。
- (3) 新工種 設計変更に伴い、設計図書に当該設計変更に係る建設工事等に対応する工種がないため、当該工事等の種別を新たに追加することとなる場合における当該工種をいう。

(設計変更の手続)

第3条 工事監督員は、施工中の建設工事等において設計変更をする必要があると認められる場合は、その内容が予算の範囲内であることを確認し、受注者と協議した上で、その決定について市長の承諾を得なければならない。

- 2 設計変更により生じた請負代金額の変更額が当初の請負代金額の30パーセントを超える場合は、新たに契約を締結しなければならない。ただし、市長が現に施工中の建設工事等と分離して施工することが困難と認める場合を除く。
- 3 市長は、第1項により設計変更を決定したときは、その旨を「工事設計変更等通知書」（建設工事事務取扱標準様式第19号）により受注者に対し通知するものとする。

(契約変更の手続)

第4条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更を2回以上行う場合であって、設計変更に伴う増減見込額の累計が現請負代金額の20パーセントを超えるとき（新工種に係る増減見込額の累計が300万円以上となることを含む。）又は工事完成前（工期が翌年度以降に渡るときは、各年度末）に一括して行うもの

とする。

- 2 設計変更に伴う請負代金の変更がある場合は、市長は、「契約変更について」（建設工事事務取扱標準様式第 22 号）により受注者に通知し、変更契約書により契約の変更を行うものとする。
- 3 軽微な設計変更であって契約変更の手続が工事完成前となる場合の部分払いの算定は、原契約金額によるものとする。

（工期の変更を伴う設計変更の取扱い）

第 5 条 建設工事等に係る設計変更が軽微な設計変更に該当する場合であっても、当該設計変更に伴い工期を変更する必要があるときは、その都度工事の内容及び請負代金額等に係る契約変更の手続をするものとする。

（建築工事等の場合の取扱いの特例）

第 6 条 建設工事のうち、建築工事、電気工事又は管工事につき、当該現場のおさまり、取合い等の関係上材料の寸法、取付位置又は取付工法を変更する必要がある場合において、当該変更により請負代金額を変更する必要があるときは、第 3 条から第 5 条までの規定にかかわらず、工事監督員が当該変更について受注者に指示することができるものとする。

（その他）

第 7 条 砂川市議会の議決（市長の専決処分を含む。）を経た建設工事の請負契約については、この訓令は適用しない。

附 則

この訓令は、令和 8 月 4 月 1 日から施行する。